南国市ふるさと寄附協賛事業者募集要領

１　目的

本市にふるさと寄附を行った市外に居住する者（以下「寄附者」という。）に対して、お礼の品やサービス（以下「返礼品」という。）を贈呈することにより、本市へのふるさと寄附の推進や、本市の特産品の PR 及び販売促進等を図るため、返礼品として商品やサービスを提供する事業者（以下「協賛事業者」という。）を募集する。

２　協賛事業者が行う業務の内容

（１）　返礼品の発送に係る次の業務

・返礼品の調達、準備、発送

・市の準備するお礼状等の同封

（２）　返礼品発送後の問合せ対応に係る次の業務

・返礼品の内容、発送予定日、配送先の変更等に関する問合せ対応

・返礼品等に関するクレーム、事故への迅速な対応

・寄附者の都合による返礼品等の内容変更等に関する対応

・寄附者（希望者のみ）への発送予定日のお知らせ

３　応募の要件

下記の要件に全て適合すること。ただし、要件に適合しても、市が協賛事業者として適当でないと認めた場合は市は参加を拒否できるものとする。

（１）本市内に本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場、生産拠点のいずれかがあり、本市内で生産、製造、加工またはサービスの提供（販売・体験を含む。以下同様）を行っている法人、その他の団体または個人事業者（以下「事業者」という。）であること。ただし、本市内で生産された農産物等を原料に加工・製造・販売を行い、本市をＰＲしていると認められる場合は、市外の事業者も可能とする。

（２）市税等の滞納がないこと。

（３）製造、加工、採取、栽培、サービスの提供、販売等、それぞれの事業に関する法令を遵守していること。

（４）南国市事業等に係る契約からの暴力団の排除に関する規則（平成 25 年南国市規則第 2 号）第３条各号のいずれにも該当しないこと。

（５）事業者は、返礼品の品質等に関して寄附者から苦情等があった場合は、苦情内容等について市へ報告するとともに、返礼品の品質等に係る保証やクレーム対応を事業者が寄附者と直接やり取りし、解決することに同意できる事業者であること。

（６）本市は、返礼品の発注及び発送管理に関する業務について、民間事業者（以下「ふるさと寄附業務委託事業者」という。）へ委託している。そのため、返礼品等の提供に

関する業務及び契約の締結が必要な場合は、当該契約をふるさと寄附業務委託事業者と直接行うことに同意できる事業者であること。

4　返礼品の要件

下記の要件に全て適合する特産品であること。ただし、全ての要件に適合していなくても、市長が特に認めたものについては、この限りではない。

（1）　本市の魅力を伝えられ、本市の PR 等につながるものであること。

（2）　平成 31 年総務省告示第 179 号第 6 条の規定を逸脱しないものであること。

（3）食品衛生法、食品表示法、農林物資の規格化等に関する法律、商標法、特許法、著作権法、不当景品類及び不当表示防止法、不正競争防止法等、関係法規を遵守しているものであること。

（4）一般的な輸送に耐え得るものであること。

（5）一定以上の販売（提供）実績があるものであること。（同一事業者の同等の商品の実績でも可とする）

（6）品質及び数量の面において、通年で安定供給（提供）が見込めるものであること。ただし、あらかじめ期間や数量などの条件を設けて提供する場合は、その条件内において安定供給が見込めるものであること。

（7）その他ふるさと寄附制度の趣旨に沿ったものであること。

5　募集期間

随時募集する。

6　申込方法

次の書類に必要事項を記入し、添付書類を添えて南国市役所まで提出すること。

（提出書類）

・南国市ふるさと寄附協賛参加申込書

・誓約書

7　協賛事業者情報変更等

協賛事業者は、協賛事業者登録決定後に、登録した協賛事業者情報を変更する場合は、「南国市ふるさと寄附協賛変更申込書」にて速やかに市へ報告すること。

8　継続の意思確認

協賛事業者継続の意思を確認するため、南国市ふるさと寄附協賛参加申込書、又は南国市ふるさと寄附協賛継続参加意思確認書の提出から 2 事業年度ごとに次の書類に必要事項を記入し、南国市役所まで提出すること。

意思確認で辞退の意思を示した協賛事業者については、登録の取り消しとなる。

（提出書類）

・南国市ふるさと寄附協賛継続参加意思確認書

・誓約書

９　協賛事業者および返礼品の登録取消

（１）市は、登録された協賛事業者が次のいずれかに該当した場合、当該事案を審査する。審査の結果、継続が認められないとの判断に至った際は、当該協賛事業者に対し、登録の取り消しを行う。

ア 本要領３および４に定める要件に適合しなくなったと認める場合

イ 提出書類に虚偽があった場合

ウ 市に損害を及ぼす行為があった場合

（２）（１）の規定にかかわらず、協賛事業者が次のいずれかに該当した場合は、市は通告なしに登録の取消しができるものとする。

ア 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て又は租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき。

イ 破産、会社更生若しくは民事再生手続その他これらに類する手続の申立てをし、又は申立てをされたとき。

１０　個人情報の保護

協賛事業者は、この事業による業務を遂行するため、個人情報の取扱いについては、南国市個人情報保護条例、その他関係法令を遵守すること。

寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用してはならない。ただし、パンフレット等の同封により、ふるさと寄附を介さずに、改めて寄附者から協賛事業者へ商品の申込みがされた等により入手された個人情報は対象外とする。

１１　その他の留意事項

（１）協賛事業者は、返礼品を新たに追加する場合、返礼品の変更等をする場合、又は販売・提供を中止する場合は、市又はふるさと寄附業務委託事業者へ報告するものとする。

（２）協賛事業者は、返礼品に関して発送の遅延や事故が発生した場合は、速やかに市又はふるさと寄附業務委託事業者に報告するものとする。

（３）協賛事業者の瑕疵により返礼品の不備や誤配送があった場合は、再送等にかかる費用は協賛事業者が負担するものとする。

（４）協賛事業者は、返礼品の発注を受け付けた後になんらかの事由により、返礼品の確保が確保できなくなった場合の対応については、市は一切責任を負わない。

（５）協賛事業者は、事業の実施に係る権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
（６）協賛事業者は返礼品発送時に、社会通念上妥当と認められる範囲において自社のサービスのパンフレット等を同封することができる。
（７）食品を返礼品として提供する協賛事業者は食品返礼品の産地名を適正に表示するとともに、地場産品基準や食品表示法において順守すべき事項の記載された書類を整備、保存しなければならない。また、地場産品基準や食品表示法の違反が疑われる場合、市職員が当該食品返礼品提供協賛事業者に対し、実地調査を行う。その場合、当該協賛事業者は市の調査、確認に応じる義務がある。
（８）協賛事業者が食品返礼品の産地名の不適切な表示等を行った場合には、取引の中止を行うとともに、契約不履行による違約金及び損害賠償を請求することができるものとする。
（９）寄附を募集するポータルサイトは随時、増減する場合がある。
（10）返礼品の必要寄附額は、商品代金の金額をもとに市が設定する。